稲沢市立大里東小学校　いじめ防止基本方針（概要版）

令和８年４月

１　いじめ防止の基本的な考え方

「いじめは，いじめられた児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼしかねない深刻な問題である」，「いじめはどの学級にも起こりうる」という認識のもと，教職員が日頃からのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに，学校全体で迅速かつ組織的に対応していく。

２　いじめの防止等に関する具体的な取り組み

未然防止の取り組み

☆　互いに認め合える学級・学校づくり

☆　規律ある授業，活躍できる授業づくり

☆　道徳教育，人権教育の充実

☆　情報モラル教育の推進

早期発見の取り組み

☆　定期的なアンケート及び教育相談

（６月，１１月，２月）

☆　定期的な通学団会

（毎月１回程度）

☆　教師と児童・保護者との信頼関係づくり

いじめに対する措置

☆　被害児童を守るという強い姿勢とアフターケア

☆　加害児童への毅然とした指導・支援

☆　学校と家庭との連携

☆　関係諸機関との連携

重大事態への対処

☆　学校全体での迅速な対応

☆　教育委員会への報告

☆　事実関係の正確な把握

☆　再発防止に向けた措置の検討

３　「いじめ不登校対策委員会」

【役割】

○　いじめの相談・通報の窓口
○　情報の収集と記録，共有
○　関係諸機関との連携
○　指導や支援の体制・対応方針の決定

４　学校の取り組みに対する検証・見直し

○　PDCA サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）での見直し
○　教師による自己評価，保護者による学校評価アンケート